

応急仮設住宅の退去手続き流れ

～住宅再建された皆様へ～

現在、多くの町民の皆様がお住まいの応急仮設住宅・借上げ住宅は長期避難を余儀なくされ自宅に居住することができない方を対象とする災害救助法を根拠として提供されたものです。

このため住宅を新たに再建された方（住宅を新築・購入、復興公営住宅の入居）は応急仮設住宅・借上げ住宅の退去手続きをする必要があります。届け出がなく応急仮設住宅・借上げ住宅を使用することは不正使用（一時的な宿泊場所、倉庫利用等）しているとみなされるほか、借上げ住宅は不正使用していた期間の家賃を福島県から請求される場合もあります。

については法律の趣旨についてご理解いただくと共に住宅再建された方については「応急仮設住宅使用終了届」の提出をお願いします。

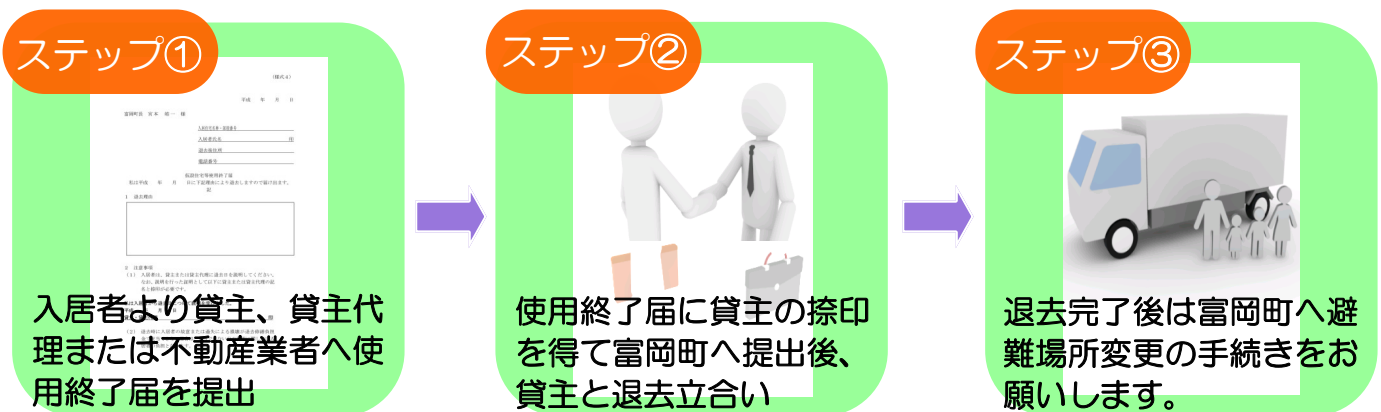
□応急仮設住宅の退去

・下記のとおり手続きをお願いします。



□借上げ住宅の退去

・下記のとおり手続きをお願いします。



お問い合わせ
富岡町役場 郡山事務所内
生活支援課 住宅支援係
Tel0120-33-6466 Fax0249-61-3441